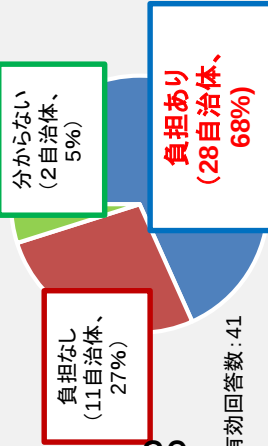


- ・現在の經由事務を負担と考えている都道府県は68%。主な理由は、形式的チャック等の事務負担等が挙げられる。
- ・經由事務を廃止した場合、都道府県において支障がないと考えている都道府県は95%。廃止してほしくないと回答した都道府県はなし。
- ・事業者において支障がないと考えている都道府県は83%。支障があると回答した主な理由は、提出先が複数になり、事業者の提出に要する負担が増える等が挙げられる。

經由事務による負担はあるか

經由事務による負担はあるか



■ 1.ある ■ 2.ない ■ 3.わからない

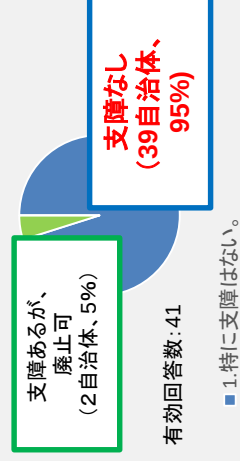
主な意見

【負担ある】

- ・審査、補正、発送に時間がかかる
- ・申請書等の形式的チャックや書類管理
- ・来客時の受付業務、受付スペースの確保

經由事務を廃止した場合の影響について 都道府県における支障

經由事務を廃止した場合の影響について



- 1.特に支障はない。
- 2.若干の支障が生じるが、廃止は可能。
- 3.支障が生じるため、廃止してほしくない。

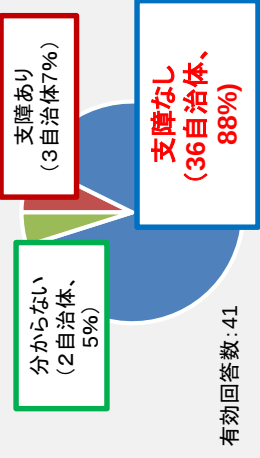
主な意見

【支障ない】

- ・問い合わせ等がほとんどない

經由事務を廃止した場合の影響について 速やかな情報把握への支障

速やかな情報把握への支障はあるか



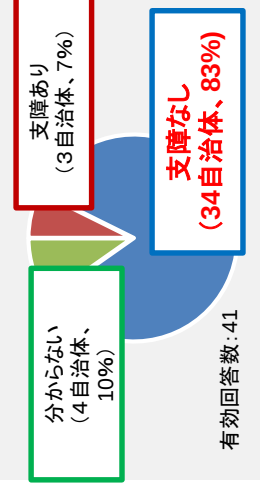
■ 1.ある ■ 2.ない ■ 3.分からない

主な意見

特になし

經由事務を廃止した場合の影響について 事業者における支障

事業者における支障はあるか



■ 1.ある ■ 2.ない ■ 3.分からない

主な意見

【支障ある】

- ・提出先が複数になることで、事業者の提出に要する時間や負担が増えると考えられる
- ・同一の届出を複数の機関にすることになり、届出忘れが発生する可能性がある

【事業者】經由事務廃止による支障と電子申請についてのアンケート結果概要

・經由事務の廃止により負担が生じると回答した事業者：全国展開している事業者…41%、全ての事業者…22%
主な理由としては、直接持参が困難になる、時間的なロスが生ずるなど。全国展開している事業者は、提出件数が多い、特に支障が生ずるとの意見あり。

・電子申請手続により支障が解消されると回答した事業者：全国展開している事業者…88%、全ての事業者…73%

・附随して、添付書類の電子化へのニーズも数多く寄せられており、電子申請システム構築に際して考慮が必要。

全国展開している事業者

經由事務の廃止により、事業者が生じる負担はあるか

經由事務の廃止により、
支障はあるか



■ a 支障なし ■ b 支障あり

主な意見

【支障あり】

- ・案内所等の届出手続については年間の件数が多く、特に支障が生じる
- ・案内所等の届出業務は、当該案内所に勤務する従業員が行うため、遠隔地への往復が必要になり、時間的なロスが生じる

全ての事業者

經由事務の廃止により、事業者が生じる負担はあるか

經由事務の廃止により、
支障はあるか



■ a 支障なし ■ b 支障あり

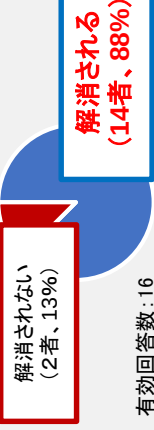
主な意見

【支障あり】

- ・直接持参が困難になり、手続に時間がかかる
- ・修正がある場合、郵送だとやりとり時間に時間がかかる
- ・都道府県の窓口担当者の方が相談しやすい

經由事務の廃止による負担があると回答した場合、
電子申請により支障は解消されるか

電子申請により、
支障は解消されるか



■ a 解消される ■ b 解消されない

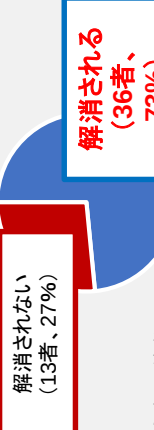
主な意見

【解消されない】

- ・添付書類も電子申請にしてほしい

經由事務の廃止による負担があると回答した場合、
電子申請により支障は解消されるか

電子申請により、
支障は解消されるか



■ a 解消される ■ b 解消されない

主な意見

【解消されない】

- ・身分証明書や会社謄本など、添付する書類が多い
- ・添付書類も電子申請にしてほしい
- ・電子申請は初期申請やパスワード管理が面倒
- ・電子申請の相談窓口があれば、支障は解決されたい

回答

○アンケート調査を実施した結果、經由事務を廃止することにより、遠方の地方整備局窓口まで持ち込む必要があり、これに要する移動時間がかかる、届出が郵送による場合、書類に補正が生じた際にやりとりしに時間がかかる等の理由により、電子申請を可能とする環境が整わなければ、經由事務の廃止により負担が生じるとの意見が相当数みられた。

○当該アンケート結果等を踏まえ、電子申請を可能とする環境整備に向けた調査検討を実施する予定であり、經由事務については、当該調査検討を踏まえ、廃止する方向で検討する。

都道府県・事業者へのアンケート結果

事業者

直接持参が困難になる、時間的なロスが生ずるなどの理由により、經由事務の廃止により負担が生じると回答した事業者が相当数見られた。その中でも、全国展開している事業者は、提出件数が多く、特に支障が生ずるとの意見が多かった。そのうち、多くの事業者においては、電子申請手続により支障が解消されると回答をしている。

經由事務の廃止については、事業者の負担軽減のため、電子申請を可能とする環境の整備が必要である。



電子申請システムの構築（令和3年度～）

電子申請化に向けた調査・検討

- ① 宅建業免許等の申請者、免許行政庁等の関係主体に対して、アンケートを行い、申請者・行政における事務負担の軽減を図るシステム構築について、課題を整理。
- ② 電子納付のほか、他省庁システムとのバックヤード連携のあり方についての調査・検討

⇒ 調査・検討を踏まえ、電子申請システム構築の要件定義書等の作成を行う。



要件定義書等の作成を踏まえた
電子申請システムの設計・構築、試験・導入

電子申請システム構築後速やかに都道府県經由事務を廃止する

※事業者等における申請等の事務負担軽減を図るため、電子申請を可能とする環境整備を行った上で、經由事務を廃止

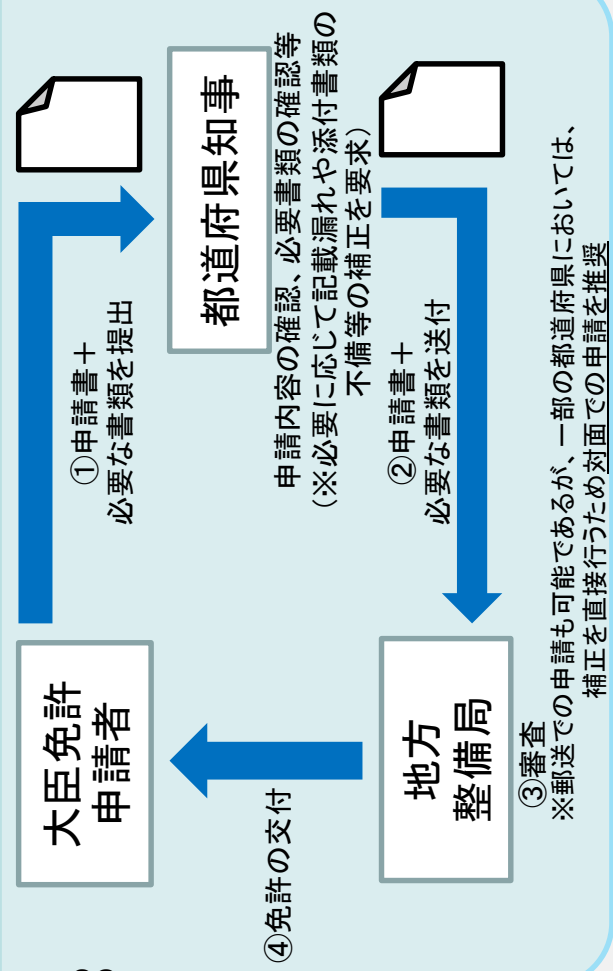


概要①申請・変更・廃業の届出における經由事務

大臣免許業者が国土交通大臣に提出すべき免許申請書（宅地建物取引業法第四条第一項）、変更の届出（同法第九条）、廃業等の届出（同法第十一条第一項）についての書類は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出する。

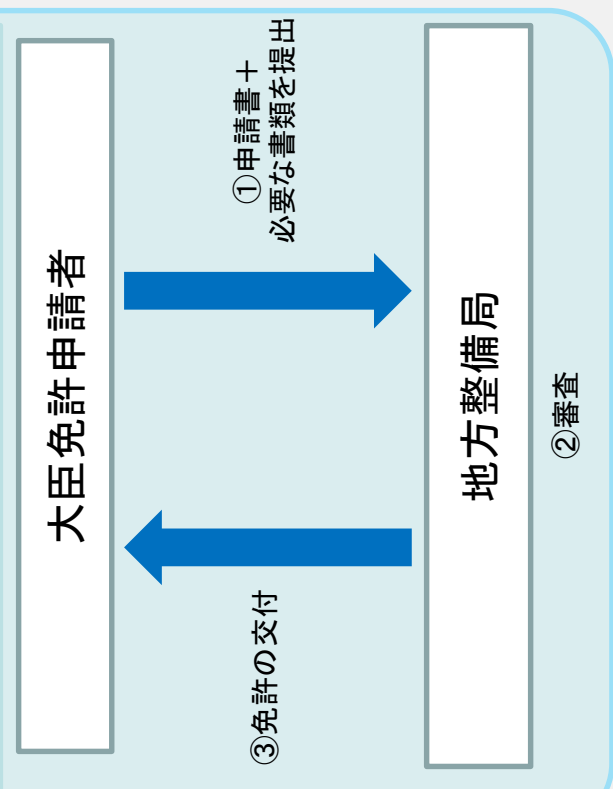
現行

大臣免許申請者は、主たる事務所の所在する都道府県知事に申請書類等を提出し、都道府県知事を経由して地方整備局に申請書類等が送付される。



經由事務を廃止した場合

大臣免許申請者は、地方整備局に直接申請書類等を提出する。



宅地建物取引業法

第七十八条の三（申請書等の經由）

第四条第一項、第九条及び第十一条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所（同項の規定の場合にあつては、同項各号の一に該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

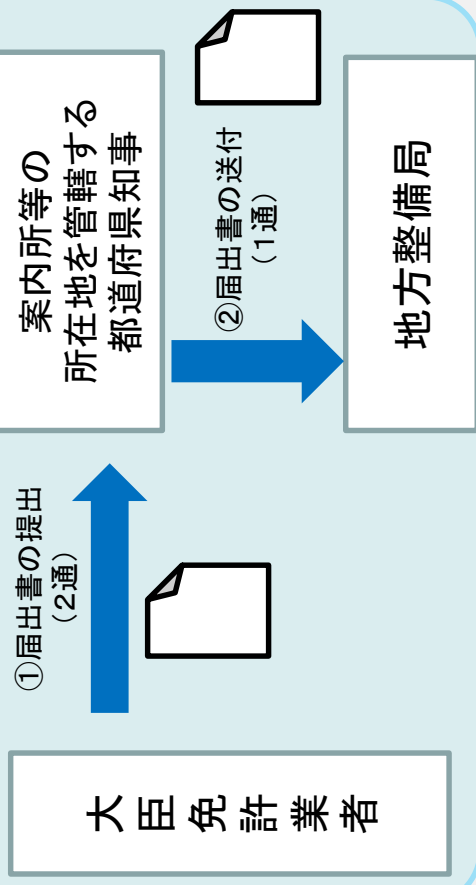
※積立式宅地建物売業においても同様のスキーム

概要②事務所等で業務を行う場合の届出に係る經由事務

大臣免許業者が、案内所・モデルルーム等を開設し、契約の申込みを受けたり、契約の締結を行う場合は、業務を行う所在地を管轄する都道府県知事を経由し、所在地や業務内容等を記載した届出書を提出する。

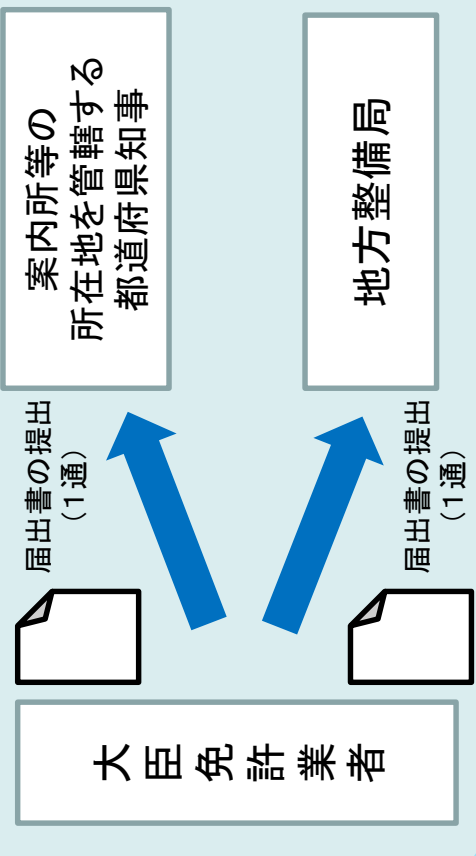
現行

大臣免許業者は、案内所等を設ける都道府県に届出書を2通提出する。



經由事務を廃止した場合

大臣免許業者は、案内所等を設ける都道府県及び地方整備局にそれぞれ1通ずつ届出書を提出する必要がある。



宅地建物取引業法

第五十条

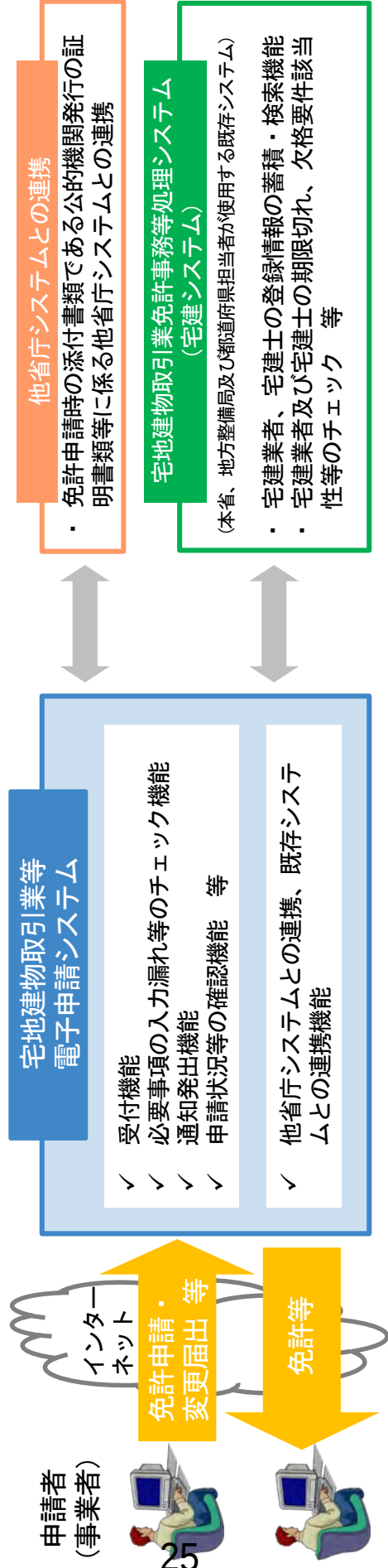
2 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、あらかじめ、第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所について所在地、業務内容、業務を行う期間及び専任の宅地建物取引士の氏名を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事又はその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第七十八条の三

2 第五十条第二項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書は、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

宅地建物取引業等電子申請システムの構築

- 新型コロナウイルス感染症を契機に、申請者側、事務手続を行う行政側の双方から、行政手続オンライン化の要請が急増。
- 現状、宅建免許等の申請は、対面・書面により実施されており、感染症等への脆弱性、申請者・行政における事務負担が大きな課題。
- 書面申請された内容については、地方整備局・都道府県の担当者がシステムに手入力しており、申請者と行政庁の担当者の作業が重複し、非効率な状況。
- 宅建免許等の申請をオンライン完結させることを目指し、ウィズコロナ時代に行政手続のあり方、申請者・免許行政庁の双方にとっての事務負担の軽減等を確保するシステムの構築に向けた調査・検討を実施。



事業内容

- 宅建業者、都道府県等といった、宅建業等の申請者、免許行政庁等の関係主体に対してアンケート調査を実施
- 宅建業免許等で特徴的な、大企業から零細企業で、年30万件的申請・届出があるような手続について求められる電子申請システムのあり方の検討
- 宅建業免許等の申請手続オンライン化に伴う虚偽申請への対策等の検討を実施
- 他省庁システムなど、既存システムとの連携等の手法の検討

経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

「新たな日常」の実現 ⇒ 変化を加速するための制度・慣行の見直し

①書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ぶなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。

(参考) 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

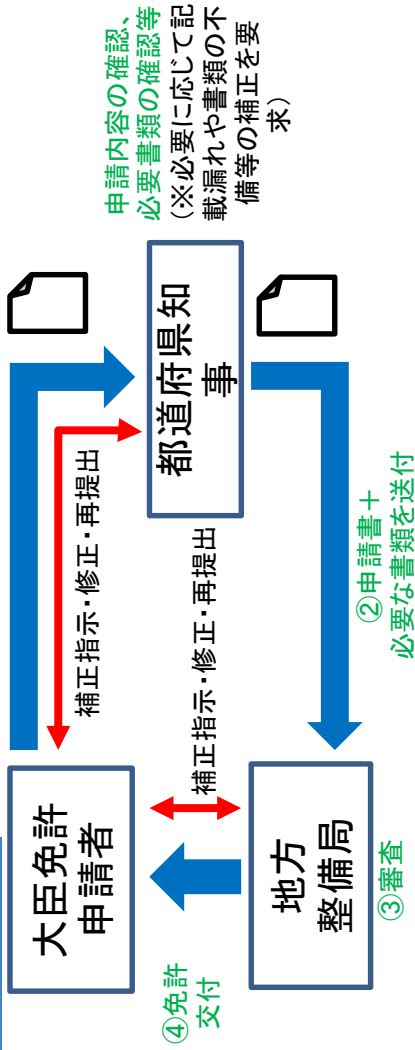
行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの(以下見直し対象手続という。)(1)について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に照し、必要な措置を講ずる...

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な措置を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

宅地建物取引業に係る申請等手続の現状・課題

施策の効果



電子申請システム構築のメリット

- 申請者と行政側担当者との対面回避
- 申請書類のオンライン化による申請者の負担軽減
- 行政庁の開庁時間に関係なく申請が可能
- 申請・受付時のチェック機能による事務の効率化
→申請書の入力漏れ、必要書類の添付漏れ等のシステムチェック
- オンライン化による書類の補正指示・差替の効率化
→非対面にて、リアルタイムで可能

【主な添付書類】

- ・免許申請書
- ・略歴書
- ・法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ・宅地建物取引業経歴書、貸借対照表及び損益計算書、資産に関する調査書
- ・法人税(法人の場合)又は所得税(個人の場合)の納税証明書
- ・誓約書
- ・専任の宅地建物取引士設置証明書、宅地建物取引業に従事する者の名簿
- ・事務所を使用する権原に関する書面
- ・事務所付近の地図、事務所の写真・フロア図
- ・代表者の住民票抄本
- ・身分証明書及び登記されていないことの証明書 等

書面 → デジタルでの完結を目指す

宅地建物取引業免許の申請書類(新規・更新)は事業者の規模によって異なるが、ファイルが何冊になることもある。

(事例) 全国に支店を展開している宅建業者1社の申請書類

■ 新規申請書類(10センチのパイプファイルで10冊以上)



■ 更新申請書類(10センチのパイプファイルで10冊以上)

